

飛鳥駅前整備計画策定業務 特記仕様書

1. 事業名

令和7年度第407号 飛鳥駅前整備計画策定業務委託

2. 業務目的

飛鳥駅前は、道の駅飛鳥（平成30年4月25日登録・同年9月18日開駅）を中心に、飛鳥観光のゲートウェイとして、また明日香村が進めている「明日香まるごと博物館」のエントランスとして、飛鳥を体験できる観光情報の提供や、道路利用者等への快適な交通環境の提供を行っている。

しかし、飛鳥駅前交差点を中心とする渋滞、あすか夢販売所の出入口の安全性など、様々な課題がある。また令和8年には「飛鳥・藤原の宮都」の世界文化遺産登録を目指しており、令和9年には宿泊施設の開業により今後來訪者が増加すると見込まれることから、機能充実を図っていく必要がある。

そのため、飛鳥駅前の課題を整理・解決し、周辺を含めた機能充実を図るために、基本計画を策定するものである。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

4. 業務内容

（1）必要な与条件の整理

①法規制の整理

当該地域における各種法規制について確認し整理する。

②現地調査と課題整理

周辺の現地調査を行い、課題を整理する。

③利用状況の把握・整理

明日香村が提供するデータ（鉄道駅利用、公共交通機関利用、直売所売上等）をもとに利用状況を把握・整理する。

（2）整備計画の策定

①整備コンセプトの決定

- ・飛鳥駅前、あすか夢販売所、民間施設の各エリアが一体となった飛鳥駅前整備のコンセプトを決定する。
- ・コンセプトの決定にあたっては、各エリアが持つ役割、動線を考慮すること。
- ・コンセプトが分かりやすいイメージ図を作成すること。
- ・コンセプトが決定した後に、4（2）②から⑤の業務に着手すること。

②飛鳥駅前エリアの整備

- ・道の駅エリアとエリア外にある一部建物（飛鳥びとの館、旧駐在所、（公財）古都飛鳥保存財団建物など）を含め、整備案を作成する。
- ・明日香村では、県と連携してバスの自動運転実証実験を実施している。自動運転が実現した際、バスの運転に支障がないか確認を行う。なお、実証実験にかかる成果は貸与する。

- ・今後、来訪客が増加することを見込み、レンタサイクルだけでなく、多様な交通手段を活用できるように考慮すること。
- ・来訪者の動線（鉄道駅からの利用者、駐車場利用者）を考慮した整備計画とすること。
- ・国道 169 号東側にある「あすか夢販売所」（道の駅エリア）への誘導及び安全に配慮した動線を考慮すること。

③あすか夢販売所エリアの整備

- ・あすか夢販売所及び周囲の駐車場の必要性を含め、整備案を作成する。
- ・あすか夢販売所周辺は、出入口が交差点に近いことから、利用者及び交通の安全性に問題があるため、出入口の変更を含め検討すること。
- ・現在存在している民間施設を含めて、整備案を作成すること。
- ・（２）②の整備と有効かつ一体的に行うこと。

④民間施設エリアの整備

- ・県道野口平田線の北側にある家屋建物及び周辺土地の利活用を踏まえた整備案を作成する。
- ・現存する建物及び土地について現地調査を行い、利活用の課題を整理する（所有者との調整については発注者が行う）。
- ・建物の景観、内部の主要構造は基本的に変更せず、良さを活かしながら整備及び利活用できるようにすること。

⑤整備・管理手法の検討

- ・②から④のまでの施設における民間活力の活用（指定管理、PPP・PFI 等）を検討すること。また、利用可能な補助金について調査を行い整理すること。

（３）概算事業費の算出

①イニシャルコストの算出

- ・４（２）②から④までの検討内容を実現するための設計費、工事費、その他必要となる事業費を算出すること。

②ランニングコストの検討

- ・供用開始後の運営に必要なランニングコストを算出すること。

（４）「飛鳥駅前機能充実等に関する検討会」の資料作成

関係機関が集まり、整備内容等について検討会を開催するための、資料作成を行う。なお、検討会は２回を想定しており、開催時期については次のとおり。

- １回目：整備コンセプトの決定
- ２回目：整備計画案の決定

（５）打合せ協議

本業務に関する打合せ協議は、業務当初１回、中間３回、業務完了時１回の計５回実施し、各打合せ協議における資料を作成する。

※但し、必要に応じて上記以外も対応するものとする。

（６）照査

本業務は、照査技術者により照査を行うものとする。照査技術者は照査計画を策定してその内容を業務計画書に記載し、照査に関する事項をまとめるものとする。照査完了後は、結果を照査報告書としてとりまとめる。

(7) 報告書作成

- ・提出する成果品と数量は次のとおりとする。
 - ① CD-R 又は DVD-R に納めた電子データ 3部
 - ② 製本版（報告書（簡易製本）、概要版を含む） 3部
- ・報告書及び図表の電子データについては、Microsoft Word、Microsoft Excel 又は Microsoft PowerPoint で編集可能なファイル（図、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるもの）及び Adobe Acrobat Professional にてテキスト、図、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるものを提出すること。

5. 資格要件

本業務を行う管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる①から④のいずれかの資格を有すること。
なお、管理技術者と照査技術者の選択科目は重複しないこと。

- ① 技術士（総合技術管理部門（建設）「都市及び地方計画」又は「道路」）
- ② 技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は「道路」）
- ③ 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者
- ④ シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）「都市計画及び地方計画」又は「道路」

6. その他特記事項

- ・本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（案）（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」によるものとする。
- ・作業の内容及び規模等が設計変更の対象となる可能性が生じた場合には、事前に調査職員と協議するものとする。
- ・その他本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、その指示に従わなければならない。
- ・業務遂行の過程で得られた図表等の著作権等、一切の知的所有者は発注者に属するものとする。
- ・履行期間後においても、成果品について誤りや不備があった場合は、受託者はすみやかに対応し、修正を行うものとする。

以上